

催し

イベントや暮らしに役立つ情報をおとどけします

## 令和6年『小松島市』十歳 の成人式』式典のじ隊内

11月中旬に左記成人式対象者の方に、成人式の案内状を発送しています。

案内状が未着の方で、成人式に出席を希望される方は、

12月11日(月)までに生涯学習課にお申し出ください。メール

またはFAXで案内状送付を

ご希望される場合は、必ず、案

内状送付先住所および世帯主様の氏名の記入をお願いいたします。

また、案内状が届いた方は、

12月20日(水)までに案内状から、事前申込をお願いいたします。

令和6年 小松島市二十歳の成人式

12月20日(水)午後1時式典開始  
(正午より受付)

▼ 日時 令和6年1月7日(日)

▼ 場所 市立体育館  
(立江町字赤石74番地の2)

▼ 成人式対象者  
令和5年10月1日時点で市内に住民票がある、もしくは事前にお申し出いだいた市外に住民票がある、平成15年4月2日～平成16年4月1日の間に生まれた新成人の方

## お知らせ

### デマンド型(事前予約型) のりあい交通実証運行の利用説明会の開催について

その不法投棄、見られてますよ!「じみの不法投棄は重大な犯罪です!

問 市教育委員会生涯学習課  
☎ 32・2700 /  
FAX 33・1230  
✉ shougai@city.komatsushima.jp

問 市市民環境課(市役所1階)  
☎ 32・2132 /  
FAX 33・2234  
✉ shinseikatsu@city.komatsushima.jitokushima.jp

### 不法投棄対策看板の配付を行っています

上記のような適切な管理をしているにも関わらず、不法投棄が続く場合、市で作成した不法投棄対策看板の配付を行っています。配付を希望する場合は、市市民環境課までお問い合わせください。

### 不法投棄を見つけたら

不法投棄を発見した場合は、わかる範囲で構いませんので、地などに捨てる行為です。不法投棄は、まちの景観を損なうだけでなく、放置すると不法投棄の助長や水質・土壤汚染など環境への悪影響の要因となります。

一人ひとりが不法投棄は「しない」「許さない」という意識を持ち、まちを美しく保ちましょう。

### 不法投棄には罰則があります

不法投棄をした者には、5年以下の懲役若しくは1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方の刑罰が科せられます。

### 不法投棄をなくすには?

所有者(管理者)の方は不法投棄の未然防止のため、敷地周辺に柵(囲い)等の設置や定期的な草刈りなど適切な管理に努めましょう。私有地に投棄された「じみは、原則として所有者自らの責任で処分しなければなりません。

スプレー缶などは必ず中身を使い切り、専用器具などを使い風通しの良いじみで穴を開けてから「金属類じみ」の収集口に投げくださる。

問 市環境衛生センター  
(丸生町花谷3番地)  
☎ 32・8290 /  
FAX 32・8291  
✉ eiseicenter@city.komatsushima.jp

問 小松島マラソン実行委員会  
(市にぎわいづくり推進本部内)  
☎ 38・6522 / FAX 33・0938  
✉ nigiwai@city.komatsushi.jp



### 小松島「逆風」ハーフマラソン大会開催のお知らせ

11月5日に開催しました小松島「逆風」ハーフマラソンは無事に終了することができました。ランナーの皆様や、円滑な大会運営にご理解・ご協力をいただきました地域住民の皆様、さらに、ボランティア、大会関係者ほか全ての皆様に心からお礼申し上げます。

今後も、皆様に楽しく参加いただけるイベントを企画してまいります。

問 小松島マラソン実行委員会  
(市にぎわいづくり推進本部内)  
☎ 38・6522 / FAX 33・0938  
✉ nigiwai@city.komatsushi.jp